

(休 憩)

(再 開)

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。
- 日程第3、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。
- 通告1番、12番議員清水亜樹君。
- 1 2 番 通告1番、12番議員清水亜樹でございます。
- 通告に基づき、新型コロナウイルス感染症の対応・対策について質問いたします。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大から一年が経過しました。これまで強い使命感のもと、町長をはじめ町職員の皆様方によりあらゆる感染防止策を講じていただき、また町民の皆様の自粛協力や感染防止策により、本町においては大きな拡大になっておりません。しかしながら、この一年で地域経済へのダメージや事業の継続、収入の減少、コミュニティの不足などさまざまな不安を多くの方が感じております。そこで町の取組み状況や今後の考え方などについて伺います。
- 1点目は、非常に有効性が高いとされているコロナワクチン接種についてですが、この接種に関しては、大変重要な情報であり町民の方へ正確できめ細やかな情報提供が求められます。町民の方にどのように情報を周知していくのかをお伺いします。
- 2点目は、2回目の緊急事態宣言の発出により、町内の多くの事業者が影響を受けております。今回の緊急事態宣言における支援の状況をお伺いします。
- 3点目はこの一年、コロナ禍の影響で多くの方が収入の減少となっております。収入が減少した世帯への支援をすべきと考えますが、町の考えをお伺いします。
- 4点目は町職員の感染対策として、テレワークや時差出勤、出勤者減などの取組みの状況をお伺いします。
- 5点目は、コロナ禍の影響で自治会や町民団体などの活動の縮小が余儀なくされており、協働によるまちづくりの停滞や住民同士のコミュニケーションの減少が心配されます。今後、自治会等の住民活動について町の見解をお

伺います。

以上、登壇での質問といたします。

町長 12番議員、清水亜樹議員からは、「新型コロナウイルス感染症の対応・対策について」ということで、大きく5項目の御質問をいただいておりますので、順次、回答させていただきます。

初めに「新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報など、町民への周知の方法は。」について回答いたします。

ワクチン接種につきましては2月12日に記者発表にて子育て健康課内にワクチン接種推進チームを設置し、住民接種の準備を進めていることと、そして、まずは町ホームページと広報3月号に「コロナワクチン接種の情報」といたしまして住民の皆様へ接種についての情報を掲載し、周知させていただきました。

しかしながら、広報での周知のとおり、まだ具体的な日程等につきましては未定でございます。国がワクチン供給の見通しが立ってから住民接種の接種順位と接種の時期を公表いたしますので、詳細が決まり次第、順次広報やホームページなどを通じて周知する予定です。

また、町に住民登録がある方につきましては、65歳の高齢者の優先接種の方から始まる住民を対象とした接種につきましては、個別に接種券(クーポン券)を発送いたします。接種券には、接種の日程や予約方法を記載したお知らせ通知を同封し、接種の方法等の手続を御案内する予定です。

続きまして、2点目の「今回の緊急事態宣言における小規模事業者等への支援の状況は。」との御質問について回答させていただきます。

まず、昨年1月に発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町が独自に進めてきた支援策についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経営等に影響を受けている町内小規模事業者等に対し、国の支援制度である持続化給付金及び家賃支援給付金の対象とならない事業者に対し、小規模事業者等緊急支援金及び小規模事業者等家賃支援給付金を創設し、給付金及び支援金の交付を行ってまいりました。

小規模事業者等緊急支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことに伴い、8月に要綱改正を行い、持続化給付金の給付を受

けた事業者も交付対象とするとともに、12月には対象期間を令和3年2月まで延長するため、要綱を改正し対応してきたところであります。

また、新しい生活様式に対応した取組として、テイクアウト事業に取り組む事業者や「神奈川感染防止対策取組書」により町民等への感染防止対策を行う事業者に対する補助金交付制度も、町独自の支援策として推進してきたところであります。

2月末時点での給付実績といたしましては、小規模事業者等緊急支援金の交付が291件、テイクアウト事業等導入支援金の交付が12件、小規模事業者等家賃支援給付金の交付が6件、感染防止対策事業補助金の交付が53件となっております。

制度の利用に当たっては、広報やホームページをはじめ、チラシの全戸配布や足柄上商工会を通じた会員への通知等により周知を図ってきたところであります。

今回、緊急事態宣言の再発令に伴い、町独自の新たな支援策を行う予定はございませんが、神奈川県により営業時間短縮要請に応じた飲食店等に対し交付される新型コロナウイルス感染拡大防止協力金や、国が推進する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金等について、町内の事業者にしっかりと制度を活用していただけるよう、町といたしましては新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の相談窓口として、周知及び申請に関する支援を行ってきているところであります。

続きまして3点目、「収入が減少した世帯等への支援の考えは。」について回答させていただきます。

町内世帯全体を対象とする支援としましては、令和2年度においては、国策ではありますが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令に伴い、「特別定額給付金」を支給いたしました。加えて、その基準日より後に生まれたため、特別定額給付金の支給対象とならなかった新生児を対象として町独自に給付金を支給しております。

令和3年度においては、町内世帯全体を対象とする支援策は当初予算に計上しておりませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分の交付限度額が通知され、その一部は令和3年度でも活用できる

とのことですので、今後アフターコロナ・ポストコロナを見据えた有効な事業を実施していきたいと考えております。

次に、町税等の対応について申し上げます。

町税に関しましては基本的に町独自の対応・対策はなく、地方税法や国や県の特例措置に準じた対応をさせていただきます。

固定資産税に関し、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者、小規模事業者の減免措置等がございますが、町県民税については前年所得に応じて翌年度課税となるため、コロナウイルスの影響で収入が減少した方は税額も比例して減額になることから特別な対応はございません。

国民健康保険税に関しましては、令和元年度の一部と令和2年度の保険税の減免について国から減免基準が示されましたので、その基準にのっとり減免を実施できるよう町の体制を整備し、令和2年7月から減免の受付を開始しました。

令和3年度分の保険税の減免等について、現時点では国や県からの通知等はありませんが、町独自の対応として、全ての国保加入世帯に対し一年間限定となりますが、現行の平等割額の2分の1を減額する予定です。

また、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防策の一つとして、労働者本人が感染した場合などに休みやすい環境を整備することを目的に傷病手当金の支給が国民健康保険でも適用されることになりましたので、そのための体制を整備いたしました。

後期高齢者医療保険に関しましては、保険料の減免及び傷病手当金の支給について、国民健康保険と同様の措置を講じております。

介護保険料に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者が死亡、または心身に重大な障害を受けた場合や、事業または業務の休廃止により一定程度収入が下がった場合等に一定の要件を満たした場合は、令和2年度の介護保険料の支払い猶予や減免の措置を実施しております。

水道事業、公共下水道事業に関しましては、料金の支払いについて個別相談を実施し、その内容に応じて、水道使用料及び下水道使用料の分割納付や支払い猶予を行っております。

これらの対応に加え、町税等の収納につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制措置の内容を受け、納税の猶予制度の特例を設けておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束とならない限り、どのような形で影響を受ける方がいられるか予測が困難でありますので、特殊な事情のある方については、これからも納税相談等により対応させていただきます。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努め、迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に4点目の御質問「町職員の感染症対策として、テレワークや時差出勤、出勤者減などの取組み状況は。」についてお答えいたします。

令和2年2月18日付事務連絡で総務省から県を通じて、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤による混雑を緩和することを目的として、可能な範囲でテレワークを認める柔軟な働き方について配慮するよう依頼がありました。その後、4月7日から5月25日までの期間において、緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部から生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛が強く要請され、密閉・密集・密接のいわゆる3密を避ける行動を徹底することに併せて、テレワークや時差出勤などに努めることが緊急事態措置として示されました。

これにより、本町職員の対策としましては、住民サービスの低下を防ぎつつ3密を回避することを目的に、4月20日から6月12日までの期間において、庁舎3階の303・304会議室、生涯学習センター1階の控室と2階の第1～第4会議室及び保健福祉センターで、職場分散勤務いわゆるサテライトオフィスを設置し実施いたしました。

サテライトオフィス勤務中は、各所属において1週間交代でローテーションをし、本来の職場との接触を極力避けることや残業の原則禁止などの制限をかけました。これら以外にも、毎日の職員の検温を含む行動を記録することや、電車通勤をする職員については、状況に応じた時差出勤を推進しました。

また、令和3年1月7日から3月7日までの期間において、再び緊急事態宣言が発令されたため、総務省から県を通じて示された「まん延防止のため

の出勤回避の徹底」に基づき、前回同様に、サテライトオフィスの設置、午後8時以降の残業の原則禁止の制限を実施し、2回目の緊急事態宣言中には試行的に在宅勤務テレワークを実施しております。窓口対応や対外的な接触業務が多いといった在宅で行うことが難しい業務もある中で、今回は感染が収束するまでの一時的な措置として実施しましたが、多様な働き方を可能にする上での一つの方策として、また非常時における業務継続方法の一つの方策として、将来的なテレワーク拡大も視野に入れ、効果や業務への支障の有無、必要な環境整備などを検証してまいりたいと考えます。

以上のように、町職員の新型コロナウイルス感染症対策としましては、一部職員を除き、職場分散勤務、時差出勤の活用、休暇の取得奨励を通じ、人との接触機会の低減を図り、執務中においては、職員一人一人が日常の感染症予防を徹底するとともに、昼食時間帯の分散、開催せざるを得ない会議等の場合には書面会議やリモート会議等への変更、換気、消毒、身体的距離を確保した環境づくりなど職場の感染症拡大防止の取組を徹底し、行政サービスを停滞させることなく提供できるよう庁内体制の強化に取り組んでおります。

最後に、5点目の「コロナ禍の影響による今後の自治会等の住民活動について町の見解は」との御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3密を回避する観点から、自治会及び町民団体等のさまざまな事業が中止、または延期となるなど、活動の停滞や休止を余儀なくされ、町民同士の交流が減少している中で、町では感染リスクが高まる場面を避けるよう、新しい生活様式の実践を呼びかけております。

自治会等におきましても、これらの情報を参考に感染防止対策を講じた上で、事業規模を縮小するなどして活動再開を模索していたところ、昨年末からの感染者数の大幅な増加に加え、医療体制の逼迫による崩壊の危機に直面したことなどから、再度、緊急事態宣言が発出され、会議など必要最低限の活動に限って少人数で実施する以外、当面の間、活動の再開を断念せざるを得ない状況に至っているところでございます。このような状況を受け、自治会から総会の開催方法等についての相談もいただいております。町といたしましては各自治会の状況を確認した上で、全自治会に情報を提供するなどの支援

を行っておりますが、今後もさまざまな相談・要望に対して柔軟に対応してまいりたいと考えております。また、自治基本条例において、協働の定義を「まちづくりを進めるために、町民、議会及び町がそれぞれの立場を尊重し、連携・協力して取り組むこと」とし、町や町民同士で協力し合いながら地域課題等の解決に取り組む「協働のまちづくり」を推進しているものの、コロナ禍の影響で活動自体が事実上、休止状態となっている団体なども多く、今後もこのような状況が続くことを懸念しているところでございます。

しかしながら、自治会によっては、今までの手法とは違う新たな方策により、活動の継続を目指す動きも見られることから、活動内容にもよりますが、今後、感染防止対策を施した新たな方策を試みる団体、またはワクチン接種の動向及びその効果を注視した上で、活動の再開時期を判断する団体もあるのではないかと考えております。

町といたしましては、自治会及び町民団体等の自主性や自立性を尊重するとともに、活動の目的や地域ごとの特性もあることを鑑み、団体などに対して一律の方針を設けることは考えておりませんが、新しい生活様式を求められている中、県がコロナ禍における活動のポイントや実施方法などを示しており、町ホームページにおいても同様に掲載し周知をしているところでございます。状況は日々変化しておりますが、その時々合った情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

1 2 番 御答弁いただきましたので、確認などを含めて再質問をさせていただきます。

順次再質問させていただきますが、コロナワクチン接種については、この後同僚の議員が具体的なところを質問すると思いますので、私はこの接種前の段階の情報提供という部分で確認させていただきたいと思います。

今答弁にあったとおり、65歳の方から優先に接種が始まるということで、その方に関しては個別で接種方法などを郵送で通知するというものでしたけれども、やはり高齢者の方にはなるべく分かりやすい周知が必要かと思いません。

それと今言われた通知の中に接種の方法以外にこの接種に関しての有効性も含めてデメリットの部分とか、ナイーブな部分ですね、リスクがあるとい

うところの部分の情報提供、やはりこのワクチン接種に関しては、国も推進していますし、当然町も推進してできるだけ多くの方が接種をするようにしていくことだというふうに思うんですが、最終的にはこれは自己判断で接種しなければならないというふうに思います。

私の周りの高齢者の方も聞くと、なかなか接種に悩むとか、接種しない、接種が怖い、そういったようなお声も聞きますので、この辺の判断ができるような通知をしたほうがいいのかと思うんですけども、その辺をお伺いしたいと思います。

子育て健康課長 議員御指摘のとおり、ワクチンにつきましての接種は強制ではないということで、その点は十分に65歳から始まる接種券の発送の際には、正確な情報等を国から提供されますので、あわせて分かりやすい情報提供ということで、お知らせ案内のほうには、十分他の自治体の情報等の内容も含めて分かりやすい形で周知したいと考えてございます。

1 2 番 できるだけ高齢者の方がそういった自己の判断ができるような、分かりやすい周知の方法をしていただきたいというふうに思います。

それとまた私も当事者になって非常に言いづらいんですけども、視覚、目の不自由な方、視覚障害者の方にはどのような配慮を考えているのかというところをお伺いしたいんですが、今回の全町民の方が対象になりますので、当然そういった方が多くいられるかと思えます。前回の定額給付金のときも全町民の方が対象で通知したんですけども、本町ではそういった目の不自由な方への特段とした配慮というものはありませんでした。他の自治体ではそういった方への配慮ということをしていたんですが、本町ではそれがなかったんですが、今回に関して私はこの音声コードだとか、音声を録音したものを同時に送付するとか、そういった配慮をするべきだというふうに思うんですが。

また、そのときの通知に問診票なども同封するのかというところが分からないですけども、もしそういったものを書くものが必要であれば、そういったところの配慮も必要なのかなというふうに考えるんですが、その辺をお伺いしたいと思います。

子育て健康課長 視覚障害者、目の不自由な方への対応ということでは、まず接種券につま

しては、全国統一の様式等になってございますので、そういった仕組みになっているのかちょっと確認してないんですけど、以前のような臨時給付金のような形になろうかと考えとておるところです。

ただ、お知らせにつきましては十分その辺の配慮を、また議員御指摘の他の自治体でそういった配慮があったという内容もちょっと調査させていただいて、可能であればそういった配慮も可能な限り対応してまいりたいと考えております。

あとあわせて、同封する内容につきましての間診票については、現時点で若干接種時期が国からの開始が遅れるような見通しも現在のところなされているところなので、発送についても順次、若干遅らせるような形になろうかと思っております。ですので、予診票になりますので、準備させていただいて、同封する形で準備のほうをさせていただきます。

1 2 番 今前向きな御答弁いただきましたので、場合によっては録音のボランティアの会が町内にもありますので、そういったところと連携して、そういった視覚障害者の方が町の福祉課で活動してるかと思っておりますので、そういったところと連携して、そういった配慮をぜひともお願いしたいと思っております。

また、今言われたようにそういった予診票を同封されるのであれば、自宅で書いてこれない場合もありますので、書いてこれなかった場合には、その現地で対応ができるようなそういった仕組みも検討していただけたらなというふうに思います。

次に入ります。

先ほどの答弁の、小規模事業者の事業者への支援というところで、先ほどの答弁だと今回の緊急事態宣言では、特に町独自の支援策は考えていないというような答弁だったかと思うんですが、今回の緊急事態宣言で国・県に関しては、飲食店とそこに関連して納入しているような業者の方には、国・県から給付金がありますが、それ以外の業種に関しては、特に今回、その以前の昨年からの町独自の小規模事業者等の支援金というのはありますけども、あれは一回限りで、厳しいところはもう既に交付されていると思うんですが、今回の緊急事態宣言でも飲食店以外のところでも非常に売上等が減って困っている業者があります。それほど多くあるかと言ったら、そうでもないかもし

れないですけれども、例えば理髪店とか、整体院とかそういったマッサージとか、美容関係、あと小売店なんかもそうだと思うんですが、そういった業者も非常に売り上げが、要するに人の外出の自粛を要請しているわけですから、非常にそういったところの売り上げが減って困っているというところなんですけれども、その辺のお考えをもう一度お伺いしたいと思います。

地域振興課長　ここで2回目の緊急事態宣言が発出されたということで、今議員おっしゃるとおり神奈川県ではその対象とする事業者、今回はより飲食店及び喫茶店等の感染リスクが高いということで、ある一定の幅の事業種が指定された中で、感染防止対策要請がされ、それに対応したところには協力金ということで交付がされるということになっております。

町といたしましてはこの国の考えのとおり、まずは経済を回すことと感染拡大防止を図ること、これを両立させていこうという考えの中に沿って、町といたしましてもこの県の補助事業、協力金の給付ですね、これに対する窓口での相談業務であるとか、申請に対する支援であるとか、こういったものを優先的にやっけていこうというような考えでございます。

また、11月になるんですけども、今まで町の支援事業等受けられた方、または大井町商工振興会に登録されている事業者約400事業者を対象に、このコロナ禍の状況に関するアンケート調査をさせていただきました。そういった中でも、400に対して回答率が非常に低く、46社から回答をいただいております。その中でも今後も支援を必要とする補助等というような設問をさせていただいたんですが、なかなか回答もいただけてないというような状況でございます。

町といたしましては、この協力金ということで神奈川県が行ってございまずのでそれに対して、あと商工会に入ってくる相談の内容等も鑑みながら、今回町独自に支援を行わないというような判断をさせていただいたところでございます。

1　　2　　番　先ほど町長が施政方針の中で今後の経済の好循環の実現を図るというふうな力強い言葉もいただいておりますので、今の段階ではそういう町独自の支援策は考えていないということですけども、今後場合によってはそういった相談があれば、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

時間がないので、次行きます。

収入が減少した世帯に対してということで、先ほどの答弁では町民全体的なものというのは特に考えていないけれども、今後もそういった収入が減収した世帯には国からの交付金、第三次の補正予算、交付金の補助が令和3年度でも使えるということで、その辺を検討していくということですけども、何か具体的なものを今の時点で考えているのかどうか、その辺をもう1回伺いたいと思います。

企画財政課長 現段階においては、先月の議会の全員協議会のお話しさせていただきましたけれども、三次の交付金のほうが追加で支給されたということ。令和2年度と3年度に分けて使えるということ。そうしますと、今年度使わせていただいたものに充当する部分も当然出てくると思います。3年度につきましては、当初予算の中でもコロナ対策等を入れておりますので、そういうものを核として今後検討していきたいと思っております。

1 2 番 このコロナの影響で非常に収入が減少したというところも、私もそういった方からも相談を受けたこともあります。いろいろな減税とか、減免とかそういった措置を取られていますけども、そもそも非課税の世帯とか、ひとり親の家庭とか、非常に厳しい家庭もあるかと思えます。パートで働いている方も企業側が雇用調整助成金のほうをしないでシフト調整をしているとか。あとは学生さん、大学生・高校生、なかなか授業費がかかるかなど、家計を助けるためにバイトをされている学生さんもいられる。なのに、学生さんも夜間のバイトがなくなってきてしまってるというところで、非常に家計が厳しくなっている方がいるんですけども、やはり私も全体的には支援というものじゃなくて、困っている方に直接手を差し伸べるというところが必要かと思うんですけども、町長にお伺いしたいんですが、この困っている方に、本当に困っている方に手を差し伸べるという、こういった施策何か考えられないでしょうか。

町長 確かにこう困ってる方に手を差し伸べるのは、本当に大事なことで、生活ということを考えますと、私の目指してるまちづくりは暮らしづくりだと思っております。本当にそのとおりだと思いますが、いろいろな意味で公平性とかそういったことを考えた中で、しっかりとその辺は、本当にそれが役に立つも

のかどうなのか、またそれがほかの人に対しても公平性が保てるのかという意味も含めて、よく検討した中でやるべきものだろうと思っております。

- 1 2 番 地方自治体の基礎的な役割として、住民福祉の増進というものがありますので、ぜひとも今町長言われたように必要かどうかというところもありますけれども、ぜひともそういったところを本当に困っている人に手を差し伸べられる、最終的な生活保護とかに至らないような、ところまでにならないように、そういったところを考えていただきたいなというふうに思います。

次に行きます。

職員の感染対策としてのテレワーク等の件になりますが、神奈川県では民間企業等に出勤者を7割減、要するに出勤者を3割にしろという強い要請が出ています。その中でやはり自治体がなかなか難しくても、少しでもそういったものを率先して取り組んでいく必要があるのではないかなと思います。

昨年11月に自治体テレワークシステムというものが開発されました。自宅で非常に、ウイルスとかそういうセキュリティが万全な、L G W A N にアクセスができる画期的なものらしいんですが、こういったものを今導入しているのか。また、導入しているのであれば、それを活用されてるのかどうかお伺いしたいと思います。

- 総務課長 自治体テレワークシステム、f o r L G W A N というものがございまして、これにつきましては、J - L I S、そこから今回この緊急事態宣言に当たりまして無償提供をされてございます。ですので、大井町としてもそれに手を挙げまして、3回線ほどアカウントを取得しておりまして、今回2月に実証実験というような形で電車通勤をしている職員に、1人ですけれども、その人間にテレワークシステム、それを体験させております。

いろいろと検証の内容はあると思いますけれども、私としてはそのテレワーク、これ自体は今現実的には社会の要請というような形になっていると思います。ただ現実的には都心の大企業、そういったところについては積極的に活用できていると思うんですけれども、これが例えば地方の大井町という小さな団体の中で、テレワークというものが本当に適しているものか、その辺については今後慎重に判断していく必要があるなというふうに思います。

1 2 番 確かに大きな自治体がテレワークとかを活用ができるのかなと思いますけれど、本町に合った形でのそういった職員の感染対策を実践していただけたらなというふうに思います。

最後になります。

確かに協働のまちづくりということで、町長が進めているところで、ここは重要な部分かと思うんですが、いろんな思いがあるんですが、今後自治会等の活動をしていく上で、この感染対策として非常に負担がかかってきます。この負担軽減という意味で、今後もそういったもの、要するに衛生用品の購入費とかの支援をしていくのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

子育て健康課長 衛生用品につきましては、不足していた時期から大分町も体制が強化されまして、備蓄等を進めているような状況です。細かい部分についてはまだアルコール等の入らないものはありますが、それについては町で保管配備している部分について、自治会等から相談があった場合は提供したいなということで考えています。

1 2 番 町長の掲げている協働によるまちづくりをしていく上でも、いつ再開できるかというところもありますけれども、ぜひともそういった負担になる部分は支援していただきたいなというふうに思います。

議 長 以上で、12番議員清水亜樹君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は、10時40分といたします。

(10時20分 休憩)

(10時40分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

ここで先ほどの施政方針、一般質問に関し、町民課長、地域振興課長より発言を求められておりますので、これを許します。

町 民 課 長 先ほど町長の施政方針の中で、お聞きいただいて、17ページ最上段になります。最上段に「71%と歳入の大半を医療費に係る療養給付費交付金普通交付金」というふうに記載をさせていただいていますけれども、すみません、こちらが「保険給付費等交付金普通交付金」に訂正願います。これは予算科目には保険給付費等交付金普通交付金というふうになっておりますので、そのよ

うに訂正をお願いしたいというふうに考えております。どうもお詫び申し上げます。

地域振興課長 先ほど清水亜樹議員の一般質問の再質問の際に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、町内事業者に対してアンケート調査を実施したと。その回答数なんですけども、43件と回答させていただきましたが、63件の誤りでしたので、この場をお借りして訂正の上、お詫び申し上げます。よろしく願いいたします。